



2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、5718万2952円及びこれに対する令和4年8月9日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要（以下、略語は原判決の例による。）

1 控訴人は、被控訴人との間で新聞販売取引契約を締結して新聞販売店を営していたが、平成23年6月1日から令和3年5月31日（廃業日）までの間、被控訴人が、控訴人に対し、控訴人の実配数を大幅に超過した部数の新聞を仕入れさせるなど、独占禁止法所定の不公正な取引方法及び優越的地位の濫用に該当する行為をしたから、あるべき注文部数（実配数に予備としてその2%を加える。）を超過する仕入れの購入契約は公序良俗に反し無効であり、また、被控訴人の上記行為は債務不履行又は不法行為に該当するなどと主張して、主位的に不当利得返還請求権に基づき、予備的に債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、5718万2952円及びこれに対する令和4年8月9日（請求日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めた。

原審は、控訴人の請求を棄却したため、控訴人はこれを不服として控訴した。

2 前提事実、関係法令等の定め、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「第2事案の概要」の2から5の記載のとおりであるから、これを引用する。

### 3 当審における控訴人の主張

控訴人は、被控訴人から新聞を供給されなければ新聞販売店の仕事を続けられず、被控訴人に逆らえない立場に置かれていた。この両者の関係を踏まえ、社会通念に従って、控訴人にとって明らかに合理性のない部数の注文が

5 続いていたことや、控訴人が被控訴人への毎月の注文書の送付をやめていたこと、また、録音データ（甲A11）における控訴人と被控訴人担当者とのやり取りの内容などを見れば、被控訴人が押し紙行為（独占禁止法2条9項6号に基づく本件特殊指定3項）を行っていたことは明らかであり、不公正な取引方法を認めるべきである。

10 また、優越的地位の濫用の有無は、不公正な取引方法の有無とは別個に判断されるべきである。この点、被控訴人は、被控訴人の不利益な要請を受け入れざるを得ない立場に置かれている控訴人に対し、控訴人の実配数に基づく合理的な注文部数を知り得たにもかかわらず、控訴人による自主的な注文部数の選択を可能にする措置を講じず、控訴人に合理的な注文部数を超える新聞を仕入れさせ、控訴人に損失を被らせていたのであるから、被控訴人による優越的地位の濫用を認めるべきである。

15 上記のとおり、被控訴人について、不公正な取引方法及び優越的地位の濫用に該当する行為が認められるから、少なくとも、控訴人の注文部数自由増減の権利又は利益などを侵害した不法行為責任を認めるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

- 20 1 当裁判所も、控訴人の請求を棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」の記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決第3の2(1)イの「平成29年7月に100部」（13頁15行目）を「平成29年7月に150部」に改める。

- 2 当審における控訴人の主張について

#### (1) 押し紙行為の有無

25 ア 控訴人は、平成23年6月1日から令和3年5月31日の間、被控訴人が注文部数指示行為を行っていたと主張する。この点、引用する原判決の

認定事実及び後掲証拠によれば、控訴人は、平成17年5月に販売店の経営を開始し、当初は、毎月被控訴人の送付する部数注文表に注文部数を記入して返送していたが、平成21年7月以降、被控訴人から部数注文表の送付を受けつつ（甲A5～7）これを返送しない状態を続けていた。控訴人の注文行為がないのであれば、被控訴人の注文部数指示行為も本来はないことになるけれども、控訴人は、この間被控訴人が控訴人の意向に反した送り部数で一方的に供給しており、これが実質的には注文部数指示行為に当たると主張すると解されるので、この点を更に検討する。

原判決を引用して説示するとおり、この間の送り部数は、被控訴人の担当者において控訴人の意向を聴取する機会をもちながら控訴人の意向に沿って定められ、さらに、毎月の代金の支払と取引の継続によって控訴人の了承が確認されていたものと認められる。この間の送り部数の状況は、原判決別紙2のとおりで、何度か大幅に減じられているほかは前月とほぼ同数が維持されており、控訴人主張の「押し紙率」が25%を超える月が若干あることなどを考慮しても、上記状況から送り部数が控訴人の意向に反していたとうかがうことはできず、ほかにこれを認めるに足りる確たる証拠はない。なお、一部に送り部数の事前の確認がされないまま前月と同様の部数が供給されることなどがあつたとしても、上記説示のとおり、そもそも控訴人は、月ごとに部数注文表の送付を受け、本来はこれに希望する部数を記入して返送すべきものとされていたのであるから、被控訴人が控訴人の意向を無視して一方的に送り部数を決めていたと見ることは相当といえない。したがって、被控訴人において注文部数指示行為と同視すべき行為があつたとは認められない。控訴人が被控訴人からの新聞の供給なしには新聞販売店を維持できない立場に置かれていたことや、被控訴人の担当者において、控訴人から実配数と一致させられないかと問われ、新聞普及義務に言及して消極的な態度を示

したこと（甲A11）など、控訴人の指摘する点により上記認定は左右されない。

5 なお、控訴人は、上記期間に部数注文表が返送されなかったことについて、注文部数の希望が通らないことに絶望してやめたものであり、むしろ返送していない事実から被控訴人の注文部数指示行為をうかがうべきであると主張する。しかし、引用する原判決の説示のとおり、控訴人は、原審において、平成17年5月頃を除き、部数注文表に記入する注文部数につき被控訴人から具体的な指示を受けたことはなかったと供述しており、上記控訴人の主張は採用できない。

10 イ 被控訴人の注文部数超過供給行為及び減紙申出拒否行為が認められないことは、原判決を引用して説示するとおりであり、控訴人の主張によっても左右されない。

#### (2) 優越的地位濫用行為の有無


15 上記説示のとおり、上記期間において、被控訴人が控訴人に対し本件特殊指定3項所定の行為を行っていたとは認められず、その他、被控訴人において、優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に、控訴人に不利益となるように取引の条件を設定し、もしくは変更し、又は取引を実施した行為は認められない。なお、被控訴人は、控訴人に対し、月ごとに部数注文表を送付しており、自主的な注文部数の選択を可能にする措置を講じていなかったとはいえない。

20 (3) 控訴人のその余の主張によっても、本件の結論は左右されない。

3 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。


福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

岡部純子 


5

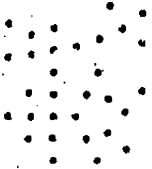
裁判官

山下隼人 

10

裁判官

渡邊典子 



これは正本である。

令和8年5月28日

福岡高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 吉野

